

指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 長 生 園 入 所

契 約 書

社 会 福 祉 法 人

長 生 会

# 特別養護老人ホーム 長生園 入所契約書

\_\_\_\_\_（以下『契約者』という。）と社会福祉法人長生会（以下『事業者』という。）は、契約者が特別養護老人ホーム長生園（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第 1 章 総 則

### （契約の目的）

- 第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 3 条及び第 4 条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む。）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第 1 3 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### （施設サービス計画の決定・変更）

- 第 2 条 事業者は、介護支援専門員に前条第 2 項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6 か月に 1 回若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### （介護保険給付対象サービス）

- 第 3 条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて契約者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

### （介護保険給付対象外のサービス）

- 第 4 条 事業者は契約者との合意に基づき、次のサービスを提供するものとします。
- (1) 食事の提供
  - (2) 居住の提供
  - (3) 特別な食事の提供
  - (4) 契約者に対する理美容サービス
  - (5) 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
  - (6) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- (7) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。
  - 3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。
  - 4 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第2章 料 金

### (サービス利用料金の支払い)

- 第5条 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。
- 2 前項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
  - 3 1か月に満たない期間のサービスに係る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額によるものとします。

### (利用料金の変更)

- 第6条 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 契約者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い利用料金を変更するものとします。
  - 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
  - 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
  - 5 第3項及び前項に規定するサービス利用料金の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
  - 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第3章 事業者の義務等

### (事業者及びサービス従事者の義務)

- 第7条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産等の安全確保に努めるものとします。
- 2 事業者は契約者の健康状態等からみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
  - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、やむを得ず実施する場合には、事前にその家族等と協議するものとします。
  - 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
  - 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

### （守秘義務等）

第 8 条 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第 17 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

## 第 4 章 契約者の義務

### （契約者の施設利用上の注意義務等）

第 9 条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第 5 章 損害賠償（事業者の義務違反）

### （損害賠償責任）

第 10 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### （損害賠償がなされない場合）

第 11 条 事業者は、次の各号に該当する場合には自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとします。

- （1）契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （2）契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （3）契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- （4）契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 12 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざ

- る事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、すでに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第5条第3項の規定を準用します。

## 第6章 契約の終了

### （契約の終了事由）

第13条 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合若しくは破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 次条から第16条の規定に基づき本契約が解約又は解除された場合

### （契約者からの中途解約等）

第14条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第6条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第3項の規定は本条に準用されます。

### （契約者からの契約解除）

第15条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・借用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （事業者からの契約解除）

第16条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが12

- か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
  - (5) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### **（契約の終了に伴う援助）**

第17条 本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き契約者の希望により事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### **（契約者の入院に係る取り扱い）**

第18条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば退院後も再びホームに入所できるものとします。ただし、入院時に予告された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には退院後受入準備が整うまでの間、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業所に支払うものとします。ただし、入院期間が6日を超える場合には契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

#### **（居室の明け渡し—精算—）**

第19条 契約者は、第13条第2号から第6号の規定により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第17条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第3項を準用します。

#### **（残置物の引取等）**

第20条 契約者は、本契約が終了した後契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には前項の連絡を受け

た後速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

- 4 事業者は、前項ただし書の場合を除き契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当の期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに要する費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合にはその金銭と相殺できるものとします。

#### **（一時外泊）**

第21条 契約者は、事業者の同意を得たうえで、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

### **第7章 その他**

#### **（身元引受人）**

第22条 事業所は、契約者又は署名代行者に対して身元引受人を定めるものとします。ただし、社会通念上契約者に身元引受人を定めることができないと認められる場合はその限りではありません。

- 2 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業所に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負うものとします。

#### **（苦情処理）**

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### **（協議事項）**

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住 所 〒     -

氏 名

署名代行者

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

住 所 〒     -

氏 名

契約者との関係

電 話 番 号 ( )

F A X ( )

署名を代行した理由

身元引受人並びに残置物引取人

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人並びに残置物引取人の責任につき理解しました。

住 所 〒     -

氏 名

契約者との関係

電 話 番 号 ( )

F A X ( )

事業者

住 所 〒 8 4 8 - 0 0 2 7

佐賀県伊万里市立花町 2 7 0 3 番地 2

電 話 番 号 0 9 5 5 ( 2 2 ) 3 1 1 5 ( 代 表 )

F A X 0 9 5 5 ( 2 0 ) 4 3 1 4

事業者名 社会福祉法人 長 生 会

施 設 名 特別養護老人ホーム 長 生 園

管理者氏名 園 長 吉 富 達 夫 印